

平成29年7月

新川広域圏事務組合議会7月定例会会議録

平成29年7月18日開会

平成29年7月18日閉会

新川広域圏事務組合

平成29年 7月18日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第3号から議案第4号及び報告第1号について
(理事長提案理由説明)
- 第5 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第6 議案第4号について
(討論、採決)
- 第7 議案第3号について
(常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第8 議員提出議案第1号について
(議員提案理由説明)
- 第9 議員提出議案第1号について
(質疑、討論、採決)
- 第10 総務広域常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果について
- 第11 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

1番	石 倉 彰 君	2番	関 口 雅 治 君
3番	寺 崎 孝 洋 君	4番	浦 崎 将 隆 君
5番	伊 東 景 治 君	6番	辻 泰 久 君
7番	川 上 浩 君	8番	新 村 文 幸 君
9番	鬼 原 征 彦 君	10番	松 澤 孝 浩 君
11番	谷 口 一 男 君	12番	西 岡 良 則 君
13番	水 野 仁 士 君		

説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	堀 内	康 男 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	富 居	幹 生 君	事務局長	前 田	俊 彦 君
総務課長	森 田	薫 君	業務課長	草	育 男 君
エコぽ〜と 所 長	尾 山	茂 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所 長	立 野	宏 君

職務のため出席した者

魚津市企画政策課長	赤 坂	光 俊 君
黒部市企画政策課長	長 田	等 君
入善町参事・企画財政課長	竹 島	秀 浩 君
朝日町企画調整課長	小 川	洋 道 君
総務係長	森	義 雄 君
総務課主事	河 崎	拓 也 君

午後 3 時 開会

「開会宣告」

○議長（新村文幸君） 本日、7月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、平成29年新川広域圏事務組合議会7月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○議長（新村文幸君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布した日程表のとおりであります。

「議席の指定」

○議長（新村文幸君） 日程第1 議席の指定を行います。

このたび魚津市議会から選出されました関口雅治君の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、ただいま着席いただいております議席を指定いたします。

「会議録署名議員の指名」

○議長（新村文幸君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、7番 川上 浩君、13番 水野 仁士君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（新村文幸君） 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日と定めたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「議案第 3 号から議案第 4 号及び報告第 1 号」

○議長（新村文幸君） 日程第 4 本会議に付議されております議案第 3 号から議案第 4 号及び報告第 1 号を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（新村文幸君） 提案者の説明を求めます。

理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 本日、新川広域圏事務組合議会 7 月定例会が開催されるにあたり、新川広域圏事務組合の事業運営の状況を申し述べますとともに、今議会に提出いたしました案件について、その概要を説明申し上げます。

まず、施設の運営体制についてでございますが、平成 26 年度から宮沢清掃センター、平成 27 年度からクリーンぽ～との廃棄物処理業務、そして平成 28 年度から西部斎場及び東部斎場の火葬業務を順次民間委託して参りました。いずれの委託業務も適正に業務が遂行されており、今後も住民サービスの向上や事業の効率化の観点から、民間委託や指定管理を視野に入れた施設運営を検討して参りたいと考えております。

また、本年 2 月定例会にて議会より「業務の専門性から、民間業者への依存が高まりますと、管理の主体性が損なわれるのではないか」とのご指摘をいただいております。今後、管理体制に応じました人材育成に取り組み、より安全で安心できる施設管理ができますよう、対処してまいりたいと考えております。

次に施設整備状況についてでございます。まず、宮沢清掃センターにおける火災事故防止につきましては、平成 27 年 5 月の火災事故以来、ごみ分別意識の向上を図るため広報紙によります啓発のほか、万が一の場合に備えた初期消火設備の強化を図って参りました。

また、抜本的な事故再発防止策といたしまして、ビニ・プラ類処理専用ラインを増設する計画を進めて参りましたところ、設計業務を終え、今年度の工事着工に向けて、本日、請負契約の議案を提出するに至ったところでございます。

最後に、平成 28 年度より 2 カ年継続事業として進めております宮沢清掃センター最終処分場最終覆土工事につきましては、6 月末時点で工事の進捗率は約 71%となっており、順調に工事が進んでいるところでございます。まだ、工期が残っておりますが、周辺住民の皆様にはご迷惑がかからぬよう、引き続き周辺環境に十分配慮し、安全を最優先に工事を進めて参りたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案並びに報告案件についてご説明申し上げます。

ます。議案第3号、平成28年度新川広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。平成28年度歳入決算額は、15億7,254万39円、歳出決算額は、14億9,406万7,445円。この結果、歳入歳出差引額は、7,847万2,594円となっております。これらの決算につきましては、6月26日に監査委員の審査を経ましたので、監査委員の意見書を添えて、地方自治法第233条第3項の規定に基づき議会の認定に付するものであります。

議案第4号、宮沢清掃センタービニ・プラ類専用ライン増設工事請負契約についてあります。これは、平成29年6月28日条件付き一般競争入札に付しました本工事について、鎌長製衡・山形建鐵宮沢清掃センタービニ・プラ類専用ライン増設工事共同企業体 代表者 鎌長製衡株式会社 代表取締役 鎌田長明と4億4,874万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

報告第1号 平成28年度新川広域圏事務組合一般会計継続費繰越計算書についてあります。これは、宮沢清掃センター最終処分場最終覆土工事に係る残額1,620万円を通次繰越いたしますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。以上で、議案の説明に代えたいと存じますので、何とぞ慎重ご審議の上、議決をいただきますようお願いを申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（新村文幸君） 日程第5 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。

発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。当局からそれに対する答弁を求めます。7番 川上 浩君。

○議員（川上 浩君） ちょうど一年前の7月議会において、長期ビジョンに立った計画への取組みについてお伺いしたいところであります。新川広域圏事務組合として行なっている事業施設の更新や運営体制について期限を見据えて計画検討を進める必要性を答弁され、さらに大規模災害時の緊急対応など相互支援、広域連携の体制づくりが必要との答えでありました。

また、県内の西高東低論を問うた答弁では、西の方は制度を活用する手法についていくつか連携しているケースがあり、県西部の連携中枢都市構想というものが進んでいるとのことであり、手を組んで活用できる制度があれば手を組んでとの考え方があると示

されたわけであります。さて、政府は平成26年12月において閣議決定したまち・ひと・しごと創生総合戦略に市町村の地方創生事業と共に地域圏域での20万人以上の都市を中心とした圏域での地方創生を図る連携中枢都市圏構想を進めております。呉西地区6市は既にとやま呉西圏域として連携中枢都市圏に取り組み、平成28年度から平成32年度の5年間に地方創生熟源育成プロジェクトほか、5つの星と書くのですが五星プロジェクトを掲げ、連携18施策のKPIを設定して地域経済の活性化や交流人口の拡大、定住の促進に取り組んでおります。

さらに7月11日の新聞報道では、富山、滑川、上市、立山、舟橋の5市町村が連携中枢都市圏の形成を目指すとの報道がありました。この中で森富山市長が、地方が地方の力で東京圏の人口吸収に一定のスケールで対応していくことが求められていると具体的には産後ケア応援室、こども発達支援室を備える富山市まちなか総合ケアセンターなどの富山市施設の共同利用など医療や教育の充実、産業振興や観光振興などについて取り組むとしています。さらに具体的ビジョン案を10月に示すとしています。

こういう中で、取り残された感のある新川地区には中枢都市となりうる20万都市は存在せず、この事業への該当はしないとは言うものの、呉西は高岡市を中心として取り組み、呉東では富山市が中心となり5市町村で進めるわけですから新川2市2町だけは蚊帳の外の感がするのは私だけでしょうか。越中新川観光圏、世界文化遺産登録などを目指す立山黒部を愛する会、ジオパーク世界認定を目指す支援自治体会議など、活動についての連携がどうもじっくり行っていない様な感を抱くのですが、呉東地区の連携と新川地域のビジョンについて伺うわけであります。

まず一点目といたしましてこの呉東地区として、富山の広域連携中枢都市圏からの働きかけや逆にこちらからのアプローチは行なわなかったのか伺いたいと思います。また、こういう動きがある中で取り残された感はあるとはいえ、自らの地域はどのように対応するのか、災害時の総合支援、広域連携体制の医療介護体制、広域観光振興など連携の方向性の計画が必要であることは言うまでもありません。新川地区の長期ビジョンの進捗はどのようになっているか伺いたいと思います。以上2点であります。

○議長（新村文幸君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 川上議員のご質問にお答えいたします。まず一点目の連携中枢都市圏構想制度に絡んだご質問についてであります。議員からお話ありましたとおり、県西部の方は高岡市を中心に既に連携ビジョンを組みまして、富山市の方はこれから連

携ビジョンを作り 4 月からの制度活用に向けてやるという状況であることは承知をしております。

まず、富山都市圏からの働きかけやこちらからのアプローチなどは無かったのかというご質問ですが、実際に富山都市圏からの働きかけはありません。また、こちらから正式な働きかけをしておりません。それは事実であります。ただですね、私どもも色々と話をしているのですが、やはりこの時代、行政分野によってしっかりと地域間連携を図っていく必要があるというふうに思っております、制度の活用も是非行なうべきだと思っております。それで先般、理事会におきましても制度の活用について研究しようということで理事のみなさんにお話をし、現在は事務レベルでありますけれどもどういった施策分野で具体的な連携が図れるのかというようなことを勉強している最中でありませぬ。

少し長くなりますけれども、今回の連携中枢都市圏という制度は 2 年前に出来た制度なんですけれども、実は 10 年位前に定住自立権構想という同趣旨の制度がありました。人口 4 万人以上の都市が中心になり、その周辺地域と生活圏や文化圏を一緒にするエリアで言えば定住圏を構想して行こうと。そういった制度が出来たわけでありませぬけれども県内で言うと魚津市も含めて 5 つぐらいの市が中心の該当になるのですけれども、全国的にはなかなかこれが進まなかった経緯があります。なぜかと言うと同じような規模の市が位置する中で、なかなか中心市というものが決められない。こういったことが制度の背景にあります。今般の連携中枢都市というのはそれよりも規模の大きい人口 20 万人以上の中核市という所が、都市機能やあるいは雇用の中核的な機能があるものですから、そこを中心にしてコンパクト化とネットワークをしっかりと図って圏域全体として住民の生活を将来的にも維持していくようなことが目的でして。

したがって、今我々の方は答えありきではありませんけれども、こういった分野の施策であれば他の地域と連携をし、制度のメリットを活かせるかということは今しっかりと勉強する必要があると思っております。したがって、富山広域圏の方の連携中枢都市が来年 4 月から始まるのですけれども、その時点に間に合うようにもって行きたいのですけれども、場合によっては例えば観光ですとか、ジオパークに向けた呉東の繋がりもありますので、そういった連携できる分野をしっかりと見極めながらどういうフレームであれば制度を活用していけるのかを考えたいと思っております。しっかりと目標を見定めて出来ればそんなにいつかわからないという話ではなく、今年度内しっかりと勉強をして

道筋を考えて行きたいというふうに思います。これが連携中枢都市圏あるいは地域間連携の課題についての現在の考えであります。

それから二点目の当広域圏の現在行なっている事務を踏まえての長期計画ということになりますとご案内のとおり広域圏の方、様々な経営合理化とか効率化に向けてやっているのですけれども、問題点としまして、職員に関しましては20年以上に渡り施設運転職員の採用を行なってこなかったということもありまして、エコぼ〜の方では若手の運転職員が不在だという状況が生まれております。また、宮沢清掃センターとクリーンぼ〜との運転業務を民間委託しているということなんですけれども、この他に西部斎場が竣工後30年、東部斎場は竣工後40年を越えて運転しており、老朽化が大変進んでいる現状にあります。そして、エコぼ〜とは平成26年度、27年度の2ヵ年大規模修繕を行ないましたが、その効果は10年ほどの延命化ということでありますので、いずれにしましても、施設の老朽化を見据えた対策を執らなければならない。その時に今の業務の範囲あるいは処理方法で良いのかということも含めて、先ほど申しました職員の体制等もありますのでしっかりと施設の再生プランを立てなければならないと思っております。それは昨年もこのようにお答えして、まだ具体案をお示し出来ていないということにつきましては申し訳ないと思っております。しっかり問題意識を持ちまして、長期的な施設のあり方の検討を進めてまいりたいと思っております。協議のたたき台につきましては今年度中に取りまとめていきたいと思っておりますので、まずその段階におきまして、あるいは途中経過につきましてご報告しながらプランを作っていければというふうに思っております。

○議長（新村文幸君） 7番 川上 浩君。

○議員（川上 浩君） 2番目の新川地区の計画の件の中では施設の老朽化対策の件が今出ました。この間も伺っておりまして東部斎場の建て替えという話の中では、斎場問題というのは一度拗れると大変な事になるので本当にどういう形で進めていくかということも含めて早い段階で該当地区の皆さんの協力も得ながら是非そういうふうに行っていただきたいと思っております。

それと、もう一点今ほどの答弁の中にもありましたけれども、広域観光の件について、この間からも色々な形で報道を見ていると新川地区には色々な観光について活動している推進会議ですとかそれぞれの市町村の観光協会とか色々なものが存在するので、どうもベクトルが1つの方向へ向きにくいとか併せた力になっていない

というか、そういう感は否めないのではないかと思います。そういう面ではどういう形で作っていくかはわからないのですが、1つには新川地域における今流行りのDMOですとかこういったものを1つ方向付けをしていくことがある意味一つのビジョンへの取組みの具体策となるのではないのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（新村文幸君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） お答えいたします。川上議員ご指摘のとおり広域観光を組んでいく時に我々の地域で一番考えなくてはならないのは、黒部宇奈月温泉駅を中心にしてそこにたくさん人を呼んでくると。さらにそこからエリア内の色々な観光地の方に観光客を呼び込むといったことが必要だと思っております。その時に、では観光客の皆さんがどういう嗜好を持ってどう動くのかということをしつかりデータを取る必要があると思っております、実は今月初めですけど、東京にリクルートってご存知だと思いますが、3月末にリクルートのマネージャーさんが広域観光会議にいらっしゃって、旅客動向のお話を聞かれたんです。その時に観光客が例えば黒部宇奈月温泉駅に着いて宇奈月の旅館に泊まり、それからどこに動くかとか、そういったようなことを調べていく取組みをしてはどうかと。そういったようなアドバイスがあったものですから是非そういった取組みをやっていきたいなと思って、少しお話を聞きに行った訳です。

これから具体的に経費の問題もありますので、どういうふうにしていけばいいかは皆さんと相談をしていきたいと思っておりますけれども、しっかりとこの圏域でトータルとして旅客動向なり観光需要を捕まえる。そういう取組みを広域圏として考えるというようなことも必要ではないかなと。その際、広域圏でやるのか既存の観光協議会でやるのかその整理は必要ですけど問題意識としては、議員ご指摘のとおり持っておりますので、そういうようなことを積み上げをしながらより効率的で効果的な広域観光というものを我々協力して組み上げていくべきではないかなというふうに思っております。

○議長（新村文幸君） 7番 川上 浩君。

○議員（川上 浩君） そういう意味においても今その新川広域圏で持っているふるさと市町村圏基金があるわけですよ。これが今おっしゃった事に使うのが相応しいものではないかなと思ったりするのですがいかがですか。

○議長（新村文幸君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿 晃君） 主旨としては私も同感であります、基金の制度上、縛りもありますので、県の方とまた相談をしながら活用策について考えていきたいと思っております。

○議長（新村文幸君） 7番 川上 浩君。

○議員（川上 浩君） 前回の質問の時に言ったかと思いますが、制度上の縛りは随分無

くなっているようでありますから、そこは思い切ってやってください。ともかく最初に言ったように呉西は1つになっていると。呉東の中心は富山市で、新川地区は富山に含めようと。それで上手くやれよという感じで、なんとなく寂しい思いはするのでどこかで糸口を見つけることが大切だと思いますので、先ほどの答弁にもありましたようにそういう事を是非、10月までに骨格を作ると言っておられるようなので是非お願いしたいことを申し上げて質問を終わります。

○議長（新村文幸君） 以上で通告を受けていました質問、質疑を終わります。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

「議案第4号」

○議長（新村文幸君） 日程第6、議案第4号についてを議題とします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

「討論」

○議長（新村文幸君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

「採決」

○議長（新村文幸君） これより採決を行います。

ただいまの議案一件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案一件は原案どおり可決されました。

「議案の常任委員会付託」

○議長（新村文幸君） 議案第3号については、各常任委員会に審査を付託いたします。この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後3時27分 休憩

午後3時47分 再開

「各常任委員会委員長報告」

○議長（新村文幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第3号について、各常任委員会委員長からの報告を求めます。

第一委員会委員長 10番 松澤孝浩君。

○第一委員会委員長（松澤孝浩君） それでは第一委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、当委員会に審査を付託された案件は、議案第3号中当委員会所管部分であります。委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、いずれも全会一致により原案どおり認定することと決しました。以上で第一委員会の報告とさせていただきます。

○議長（新村文幸君） 第二委員会委員長 13番 水野仁士君。

○第二委員会委員長（水野仁士君） 第二委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、当委員会に審査を付託されました案件は、議案第3号中、当委員会所管部分でありました。

委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、全会一致で原案どおり可決することに決しました。以上で第二委員会委員長報告といたします。

「質 疑」

○議長（新村文幸君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） 質疑なしと認めます。これもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（新村文幸君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） 討論なしと認めます。これもちまして討論を終わります。

「採 決」

○議長（新村文幸君） これより採決を行います。

各常任委員会委員長の報告は、議案第3号は原案どおり認定すべきとの報告であります。ただいまの議案1件について、原案どおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案1件は原案どおり認定されました。

「議員提出議案第1号」

○議長（新村文幸君） 日程第8 議員提出議案第1号を議題といたします。

提案者を代表して説明を求めます。10番 松澤孝浩君。

○議員（松澤孝浩君） 議員提出議案第1号について、提案理由をご説明いたします。

新川広域圏事務組合議会においては、平成18年に委員会条例を制定し、これまで第一委員会と第二委員会の二つの委員会に分かれて議案の審査を行なってまいりました。しかし、この10年の間には、第二委員会所管の勤労青少年ホームと老人保養センターが廃止になりました。また、平成28年度からは、第一委員会所管のCATV事業が新川地域介護・ケーブルテレビ事業組合に移管されております。これら組合業務の減少に伴いまして、特に第一委員会では、実質的な所管が、総務費のほか、ふるさと市町村圏基金と小児急患センターに関することのみになっておりました。

このことから、この際、これまで二つに分かれておりました常任委員会を一つに統合し、名称を総務広域常任委員会とすれば、すべての案件について組合議会議員全員の意見を反映できることから、委員会条例の改正案を会議規則第14条第1項の規定により提

出するものであります。

以上で、議案の説明に変えたいと存じます。何とぞ、慎重ご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

「質 疑」

○議長（新村文幸君） 日程第9、ただいまの議員提出議案第1号について、何かご質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（新村文幸君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、議会会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これより討論に入りたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

何かご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） 討論なしと認めます。これをもちまして討論を終わります。

「採 決」

○議長（新村文幸君） これより採決を行います。ただいまの議員提出議案1件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案1件は原案どおり可決されました。この際、議事都合により、暫時休憩いたします。

休憩中に、この場で総務広域常任委員会を開催いたします。

午後3時55分 休憩

午後 4 時11分 再開

「総務広域常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果」

○議長（新村文幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第10 総務広域常任委員会の委員長及び副委員長の互選結果について、報告いたします。

総務広域常任委員会 委員長に10番 松澤孝浩君、
総務広域常任委員会 副委員長に 5 番 伊東景治君
の両名が正副委員長に互選されました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（新村文幸君） 日程第11 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査についてを 議題とします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新村文幸君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上で日程はすべて終了し、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成29年新川広域圏事務組合議会 7 月定例会を閉会いたします。

午後 4 時14分 閉会